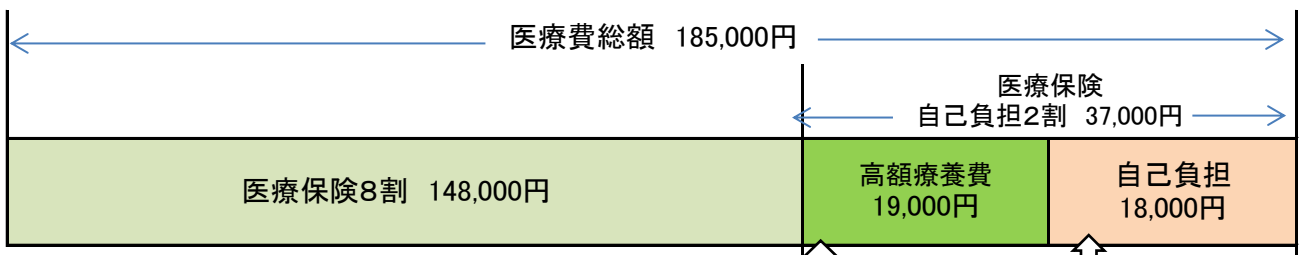


【事例1】公費①:マル障80136 マル親81136 (一部負担あり) 負担上限に達した場合
(70歳以上、外来、医療保険自己負担2割 所得区分「一般」)

一部負担金の算出 総点数 18,500点

診療日 (例)	点数	公費① 一部負担金(円)
8月6日	4,200	4,200
8月7日	4,000	4,000
8月8日	4,500	4,500
8月9日	5,800	5,300
合計	18,500	18,000

1医療機関あたりの患者負担額は、点数の1割のうち、一月あたりの患者負担上限額18,000円に達するまでの額となる。



医療保険の負担上限(一般:18,000円)を超えた分は高額療養費として給付。

令和元年8月診療分以降は、医療保険の負担上限額(一般:18,000円)と公費の負担上限額(18,000円)とが同額になるため、負担上限額に達した場合、公費の助成するところはない。

診療報酬明細書の記載

令和元年8月分

公費負担者番号①	8	0	1	3	6	公費負担医療の受給者番号①										
公費負担者番号②						公費負担医療の受給者番号②										

診療実日数	保険	4日
	公費①	日
	公費②	日

療養の給付	請求(点)	決定(点)	一部負担金額(円)
保険	18,500		18,000
公費①			18,000
公費②			

(注)マル障・親の助成額は発生しないが、別途『高額医療費』の算定の際に必要なため、レセプト上は、公費①の欄に必ず一部負担金の額を記載してください。

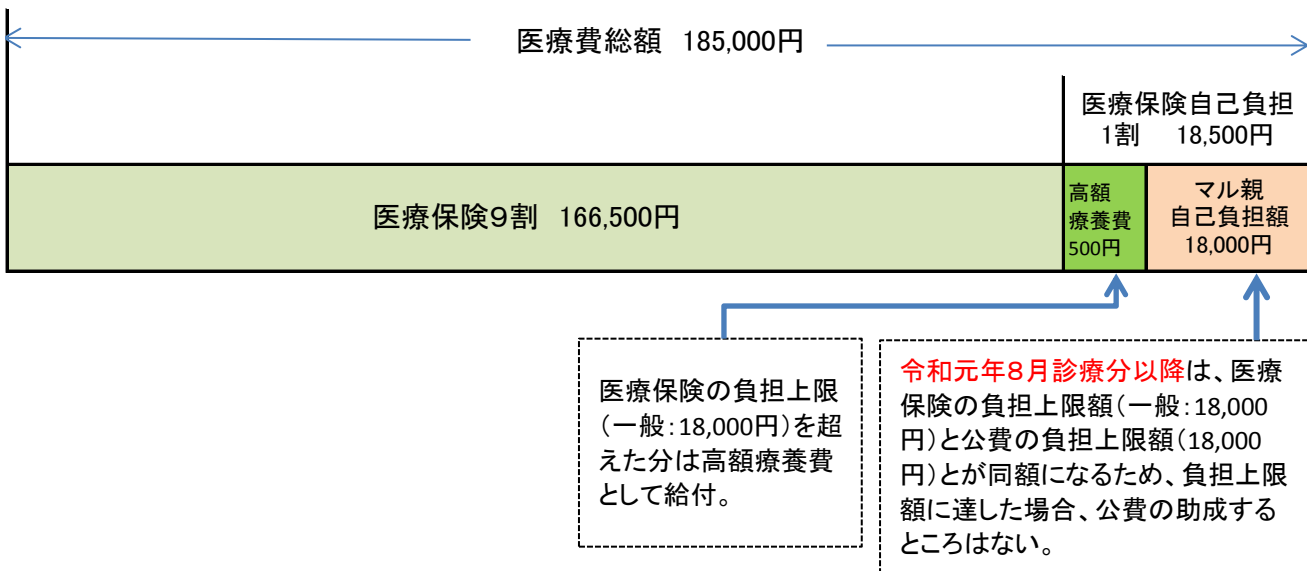
【事例2】公費①:マル親81136 (一部負担あり) 負担上限に達した場合
(75歳以上、外来、後期高齢 自己負担1割 所得区分「一般」)

一部負担金の算出

総点数 18,500点

診療日 (例)	点数	公費① 一部負担金(円)
8月6日	4,200	4,200
8月7日	4,000	4,000
8月8日	4,500	4,500
8月9日	5,800	5,300
合計	18,500	18,000

1 医療機関あたりの患者負担額は、点数の1割のうち、一月あたりの患者負担上限額18,000円に達するまでの額となる。



診療報酬明細書の記載

令和元年8月分

公費負担者番号①	8	1	1	3	6							公費負担医療の受給者番号①						
公費負担者番号②												公費負担医療の受給者番号②						

診療実日数	保険	4日
	公費①	日
	公費②	日

療養の給付		請求(点)	決定(点)	一部負担金額(円)
	保険	18,500		18,000
	公費①			18,000
	公費②			